



接続約款変更認可申請書

東相制第 07-132 号
平成 20 年 1 月 9 日

総務大臣
増田 寛也 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくにししんじゅくさんちやうめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ

東日本電信電話株式会社

たかべ とよひこ

代表取締役社長 高部 豊彦

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新																									
<p>第3節 工事費及び手続費等の支払義務 (手続費の支払義務) 第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2(手続費)に規定する手続費の支払いを要します。 (1)～(27) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当社は、支払いを要しないこととされた手続費が既に支払われているときは、その手続費を返還します。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、手続きの開始後終了前にその手続きの請求の取消しがあった場合には、協定事業者は、その手続きの請求の取消しにより新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用に消費税相当額を加算した額(個別に協議して定める額とし、個別契約の規定により算定するときは、その額とします。)を負担することを要します。</p> <p>料金表 第2表 工事費及び手続費 第2 手続費 1 適用 (略) 2 手続費の額 2-1 手続費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>単 位</th> <th>手続費の額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(30) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-2～2-3 (略)</p>	区 分		単 位	手続費の額	備 考	(1)～(30) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>第3節 工事費及び手続費等の支払義務 (手続費の支払義務) 第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2(手続費)に規定する手続費の支払いを要します。 (1)～(27) (略) (28) 当社が、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第2項に規定する回答を行うための現地調査又は光信号端末回線の接続に係る工事(以下、「接続工事等」といいます。)を行う場合に、協定事業者が指定した時刻(当社が承諾したものに限り、以下、「指定時刻」といいます。)に接続工事等を行う場所に到着したとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第28号の規定にかかわらず、当社の責めに帰すべき事由により、接続工事等が完了しなかったときは、手続費の支払いを要しないこととします。</p> <p>4 当社は、支払いを要しないこととされた手続費が既に支払われているときは、その手続費を返還します。</p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、手続きの開始後終了前にその手続きの請求の取消しがあった場合には、協定事業者は、その手続きの請求の取消しにより新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用に消費税相当額を加算した額(個別に協議して定める額とし、個別契約の規定により算定するときは、その額とします。)を負担することを要します。</p> <p>料金表 第2表 工事費及び手続費 第2 手続費 1 適用 (略) 2 手続費の額 2-1 手続費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>単 位</th> <th>手続費の額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(30) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(31) 接続工事等時刻指定手続費</td> <td>指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用</td> <td>1件ごとに</td> <td>8,587円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2-2～2-3 (略)</p> <p>附 則 (実施時期) 1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。 (接続工事等時刻指定手続費の適用に関する経過措置) 2 この改正規定にかかわらず、第68条(手続費の支払義務)第1項第28号、同条第3項及び料金表第2表(工事費及び手続費)第2(手続費の額)2-1(手続費)第31欄の規定については、当社の準備が整い次第適用を開始するものとし、</p>	区 分		単 位	手続費の額	備 考	(1)～(30) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(31) 接続工事等時刻指定手続費	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用	1件ごとに	8,587円	
区 分		単 位	手続費の額	備 考																						
(1)～(30) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)																						
区 分		単 位	手続費の額	備 考																						
(1)～(30) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)																						
(31) 接続工事等時刻指定手続費	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用	1件ごとに	8,587円																							

その他費用の算定根拠
(NTT東日本)

目 次

手續費 2

手続費

(1) 接続工事等時刻指定手続費

区 分	金 額 等	備 考
作業単金(1時間あたり)	6,540 (単位:円)	
1の手続に要する作業時間	1.313 (単位:時間)	
当該作業に係る手続費	8,587 (単位:円)	x